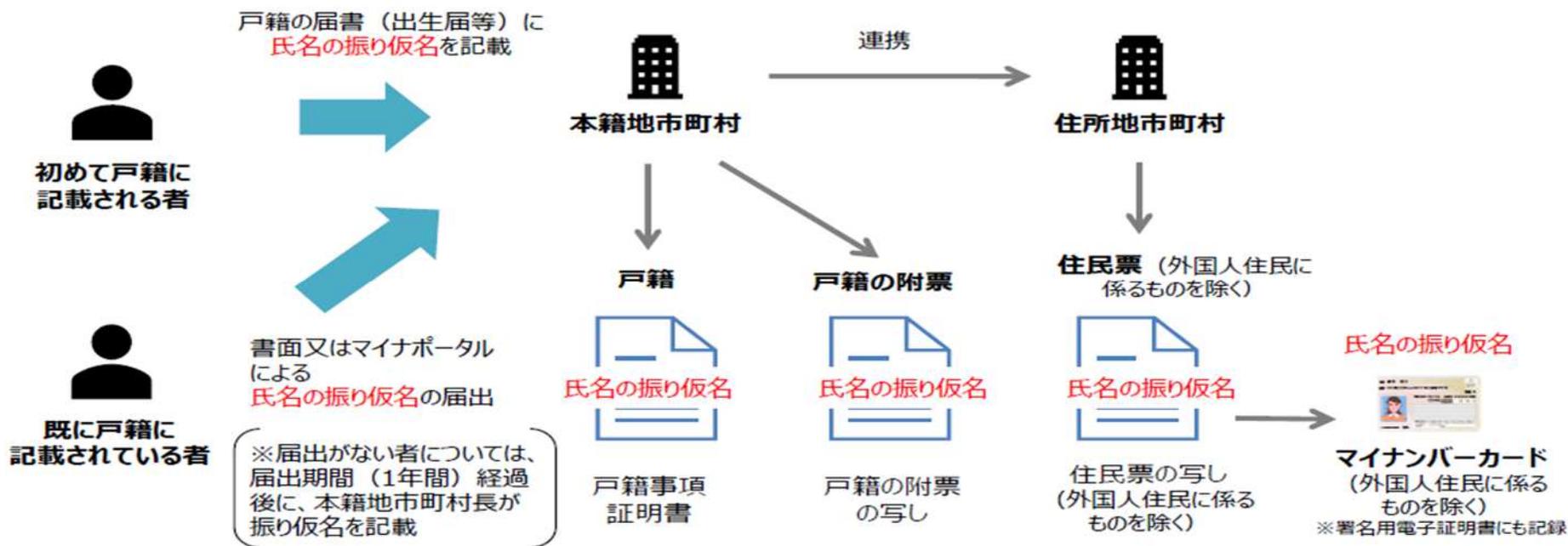


# その他直近の法改正について

# 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

- 行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的なものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- デジタル社会形成整備法(2021年5月19日公布)附則第73条において「政府は、(中略)個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による戸籍法(昭和22年法律第224号)や住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正により、令和7年5月26日から、戸籍や戸籍の附票、住民票の記載事項に新たに「氏名の振り仮名」が追加された。

## 【事務フローのイメージ】

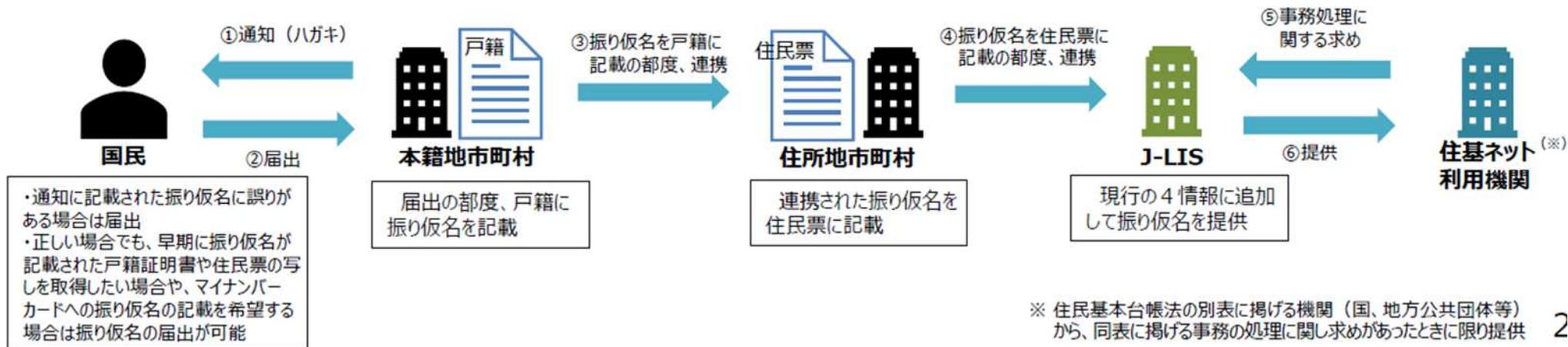


氏名の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

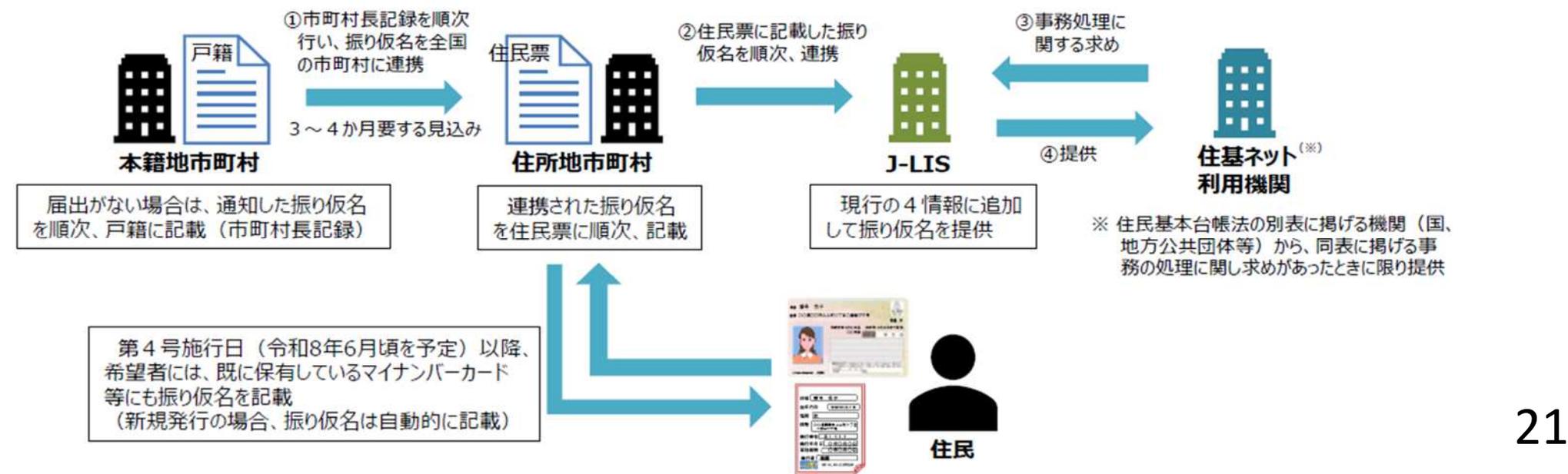
# 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

## 【振り仮名の届出期間における事務の流れ(イメージ)】

### 【振り仮名の届出期間における事務の流れ (イメージ)】



## 【振り仮名の届出期間終了後における事務の流れ(イメージ)】



# マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

## 1 一体化の方法等

- ・免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申請があれば、免許センター等において、運転免許に係る情報を個人番号カード(マイナンバーカード)に記録
- ・本人の希望に応じ、免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持することも、同カードと免許証の両方を所持することも可能
- ・自動車等を運転するときは、免許証又は免許情報が記録されたマイナンバーカードのいずれかを携帯することが必要

## 2 施行期日

- ・ 令和7年3月24日

# マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

## 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録

- 免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申請があれば、特定免許情報（免許証に記載されている情報のうち、本籍や住所等を除いた情報（免許の種類、条件、有効期間等））をマイナンバーカードに記録することとする

※本人の希望に応じ、免許情報記録個人番号カード（特定免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみを所持することも、免許情報記録個人番号カードと免許証の両方を所持することも可能  
※両方のカードを所持する者は、いつでも、免許証を返納し、又は免許情報記録の抹消を受けることができる

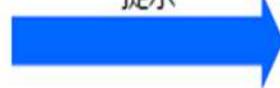
市町村窓口で  
マイナンバーカードを取得



免許センター等（運転免許試験に合格）  
既に免許を持っている者はいつでも申請可



マイナンバーカード  
提示



特定免許情報を  
記録



免許情報記録  
個人番号カード



※ 運転経歴証明書についても、免許証と同様に一体化の対象とする

# マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

## 免許証又は免許情報記録個人番号カードの携帯・掲示義務

- 自動車等を運転するときは、免許証又は免許情報記録個人番号カードのいずれかを携帯・提示しなければならないこととする
- 免許情報記録個人番号カードを提示した場合には、警察官が特定免許情報を確認するために必要な措置（読取り）を受けることに応じなければならないこととする

